

婚姻届 (外国人と日本方式で婚姻する場合)

- 届出できるところ……夫または妻の本籍地または所在地
- 必要なもの……外国人がその本国法上定める婚姻要件を満たしていることを証明する書類 (婚姻要件具備証明書など) と日本語訳文 (訳者の署名が必要です)、外国人のパスポート、日本人戸籍謄本 (本籍地の役所に届出する場合は不要)
- 届書を持参する人のご本人確認をいたしますので、運転免許証、パスポートなどをお持ちください。

①届出をした日が婚姻した日になります。

②中国人、朝鮮人など氏名を漢字で表記するもの以外や正しい日本語に対応しないものはカタカナで記入してください。

③外国人の場合、生年月日は西暦で記入してください。

④外国人の場合、外国人登録地もしくは外国の住所を記入してください。

⑤外国人の場合、国名を記入してください。(略称でも可)

⑥外国人と結婚した人が戸籍の筆頭者でないときは、新しい戸籍ができます。氏を選択は不要です。

⑦添付書類を記入してください。

⑧外国人の場合、原則として本国名(語)で署名してください。押印の習慣のない国の人は署名のみです。

⑨弥彦村民の方の婚姻届の場合、弥彦村広報紙に掲載して良い場合は「可」、良くない場合は「否」を○で囲んでください。

⑩日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

婚姻届		受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 第 号																		
① 平成28年 4月10日届出 弥彦村 長 殿		送付 平成 年 月 日 第 号	長 印																		
		書類調査	戸籍記載																		
		記載調査	調査票																		
		附 票	住民票																		
		通 知																			
② 氏 名	夫になる人 ベルナル マイケル 氏 名	妻になる人 やはぎ はなこ 氏 名																			
③ 生 年 月 日	西暦 1984年 7月 12日	昭和 54年 5月 1日																			
④ 住 所	新潟県西蒲原郡弥彦村 大字矢作402 番地 号	新潟県燕市 吉田西木田1934 番地 号																			
⑤ 本 籍	アメリカ合衆国 番地 番	長野県小県郡青木村 大字田沢111 番地 番																			
⑥ 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の□の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 長野県小県郡青木村大字田沢111 番地 番																				
⑦ 同居を始めたとき	平成 25年 10月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)																				
⑧ 初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日																			
⑨ 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<table border="1"> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>6. 仕事をしている者のいない世帯</td> </tr> </table>		夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯																			
夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯																			
夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																			
夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																			
夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯																			
夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯																			
⑩ 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業																			
⑪ 添付書類	婚姻要件具備証明書とその訳文																				
⑫ 届 出 人	夫 Michel Bellnare 印	妻 矢作 花子 印																			
⑬ 事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先	電話 () 自宅・勤務先 []・携帯																		
	夫 年 月 日																				
	妻 年 月 日																				

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人		西 蒲 川 夫 印	三 条 良 子 印
署 押 名 印		西蒲川 夫	三条 良子
生 年 月 日		昭和29年 3月 3日	昭和50年 12月 5日
住 所		新潟県新潟市西蒲区 巻甲2690 番地 1号	新潟県三条市 旭町2丁目3 番地 1号
本 籍		新潟県新潟市西蒲区 西中860 番地 番	新潟県長岡市 中之島788 番地 番

⑪証人が同じ氏の場合は、それぞれ別の印で押印してください。
20歳以上の人より記入してください。(20歳未満でも婚姻されている人は、成年者となりますので証人になることができます。)
外国人の場合は、氏名は原則として本国名(語)、生年月日は西暦で、本籍は国名を記入してください。押印の習慣がない国の人は署名のみで結構です。

※外国人と婚姻した人の氏
外国人の方と婚姻される場合でも日本人の氏は変わりません。
外国人配偶者の氏に変更する場合は、婚姻後6か月以内であれば外国人との婚姻による氏の変更届(戸107条の2項届出)により、外国人の氏に変更できます。
この場合家庭裁判所の許可は不要です。
ただし、通称名への変更は家庭裁判所の許可が必要です。

⑨ 広報掲載 可・否

⑩